

【フランス】オンライン上での文化作品へのアクセスに関する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2021年10月25日、オンライン上での著作権等の保護及び文化作品等の海賊行為の取締りを強化し、視聴覚・デジタル通信規制機構を新設する法律第2021-1382号が成立した。

1 法律制定の背景と経緯

近年、オンラインでの音楽視聴やビデオ鑑賞、SNS等のデジタルコンテンツが人々の日常生活に浸透してきている。その中で、フランスでは、2019年12月5日、著作権者の権利を擁護し、有害又は違法コンテンツから公衆を保護し、海賊行為との闘いを強化するための法律案¹が下院に提出され、翌2020年3月5日に下院の委員会審議で可決されたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、審議が中断した。しかし、フランスでスポーツ番組に対する海賊行為が深刻化していたこともあり、2021年4月8日、ジャン・カステクス（Jean Castex）首相により、同法律案の規定の一部を盛り込んだ新たな法律案が大臣会議に提出され、その後上院に送付された。同法律案は、上下両院の審議、両院協議会、上下両院の再審議の後、60人以上の上院議員の請求により憲法院の合憲性審査に付されたが²、同年10月21日、一部を除き合憲と判示された³。同月25日、「デジタル時代における文化作品へのアクセスの規制及び保護に関する法律第2021-1382号」⁴が成立し、翌26日に公布され、一部を除き即日施行された⁵。

2 本法律の主な内容

本法律は、全4節37か条から成る。その主な内容は、次のとおりである。

(1) 視聴覚・デジタル通信規制機構（ARCOM）の設立と海賊行為の取締り強化（第1条）

(i) 視聴覚・デジタル通信規制機構（ARCOM）の設立

本法律は、テレビ・ラジオ放送を許可し、コンテンツ提供者に課された義務の遵守を監視する「視聴覚高等評議会」（Conseil supérieur de l'audiovisuel: CSA）⁶並びに著作権及び著作隣接権（droit voisin）⁷を付与される作品をオンライン上での権利侵害から保護する「インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関」（Haute Autorité pour la diffusion des

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年1月12日である。

¹ Projet de loi relatif à la communication audiovisuelle et à la souveraineté culturelle à l'ère numérique.<<https://www.legifrance.gouv.fr/dossierlegislatif/JORFDOLE000039453578/>>

² 請求の主な理由は、映画・視聴覚作品の発展のための出資義務を怠った視聴覚サービスの事業者に課される制裁金の上限額を引き上げるという第25条の規定について、引上額が過剰であること等である。

³ 違憲とされたのは、第25条の規定のうち、出資義務の未履行の「再犯の場合は（出資総額の）3倍」を超えない制裁金を科するという文言。また、超高精度で地上波デジタルテレビ放送を受信するためのテレビ及びアダプターの規格を定める第12条II等3つの規定が、便乗立法（cavalier législatif）として削除された。

⁴ Loi n° 2021-1382 du 25 octobre 2021 relative à la régulation et à la protection de l'accès aux œuvres culturelles à l'ère numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044245615>>

⁵ 第1条、第5条、第3条により新設されたスポーツ法典（Code du sport）L.第333-10条は、2022年1月1日施行。

⁶ CSAについては、豊田透「フランスにおける放送の自由と規制」『外国の立法』No.268, 2016.6, pp.20-37. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10016373_po_02680003.pdf?contentNo=1> 参照。

⁷ 著作権者の権利を害することなく、実演者、レコード製作者及びビデオ制作者並びに視聴覚通信企業に対して、50年間の存続期間をもって認められる排他的財産権。

oeuvres et la protection des droits sur l'internet: HADOPI)⁸を合併し、「視聴覚・デジタル通信規制機構」(Autorité de regulation de la communication audiovisuelle et numérique: ARCOM)を設立する。ARCOMは、著作権、著作隣接権又は視聴覚利用権(droit d'exploitation audiovisuelle)を付与される作品の、オンライン上での権利侵害からの保護、合法的提供の奨励及び利用監視並びに作品を保護・特定する技術の規制・監視を行う(知的所有権法典⁹L.第331-12条の改正)¹⁰。

(ii) オンライン上での海賊行為の取締り強化

ARCOMは、映像作品等に対する海賊行為を取り締まるために、①著作権及び著作隣接権を「深刻な方法で繰り返し」侵害する視聴覚・デジタルコンテンツのウェブサイト登録するブラックリストを作成し、及び公表し(同法典L.第331-25条の改正)、②検索エンジンに対して、裁判所が違法と判断したミラーサイトのブロック又は検索結果への非表示(déréférencement)を要求できる(同法典L.第331-27条の改正)。これにより、ARCOMは、これまでHADOPIが対応できなかった違法なストリーミングに対応できるようになる。

(2) スポーツの試合等の違法な中継に対する措置(第3条)

①各スポーツ連盟の視聴覚利用権、②スポーツの試合等の関連番組がある場合には視聴覚通信(communication audiovisuelle)¹¹企業の著作隣接権、③スポーツの試合等の視聴覚利用に関して排他的に取得された権利に対して、深刻な侵害¹²が繰り返し確認された場合やこれらの権利侵害の予防・改善のため、権利所有者らは、司法裁判所の長に提訴できる(スポーツ法典L.第333-10条の新設)。当該裁判所の長は、急速審理を行い、必要に応じて、試合等を無許可で又は違法に放送するウェブサイトのブロック又は検索結果への非表示を命ずる。また、権利所有者は、当該ウェブサイトの詳細をARCOMに伝達する。ARCOMは、その違法性を確認した後¹³、上記措置を講ずるプロバイダーや検索エンジンの運営者に同詳細を伝達する。

(3) フランスの作品への公衆のアクセスの保障(第30条)

フランスでは、映画・視聴覚作品について、製作者に作品の視聴覚利用の排他的権利を譲渡した著作者の権利の保護とともに、製作者によるこうした作品への公衆のアクセスの保証も重視されてきた。しかし、海外事業者がフランスの制作会社を買収した場合、当該制作会社が有する作品の権利も海外事業者に移転することで、フランスの公衆の当該作品へのアクセスが保証されなくなることが懸念されていた。そこで、海外事業者に作品を売却する制作会社に、売却が完了する6か月前までに、文化担当大臣にその旨の通知を義務付け(映画・映像法典¹⁴L.第261-1条の新設)、通知を怠った場合、売却対象の作品の価値の10%を超えない額の制裁金を当該制作会社に課する(同法典L.第261-3条)条文を新設した。

⁸ HADOPIについては、服部有希「フランスのインターネット違法ダウンロード規制法—著作権の保護と表現の自由の均衡をめぐって—」『外国の立法』No.250, 2011.12, pp.104-144. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382143_po_02500005.pdf?contentNo=1> 参照。

⁹ Code de la propriété intellectuelle.

¹⁰ ARCOMは、9名(議長(大統領が任命)、上下両院議長が3名ずつ任命、コンセイユ・デタ(Conseil d'Etat)及び破棄院(Cour de cassation)から1名ずつ選出)で構成される(第5条)。また、従来のCSAの権限に加え、音楽の多様性の促進並びにフランス語及び地域言語による知的財産の保護(第8条)等についての権限も有する。

¹¹ ラジオ、テレビその他電子的手段による公衆通信(地上デジタル放送の双方向通信等)又はオンデマンド視聴覚メディアサービス(ビデオ・オンデマンド等)を指す。ただし、オンライン公衆送信(インターネット経由のデジタルデータ送受信)を除く。通信の自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号第2条第3項に定める。

¹² ②は、関連番組がある場合の、オンライン公衆通信サービスによる同一の内容の無許可放送が該当する。

¹³ ARCOMの職員は、違法性の確認のために、刑事責任を問われることなく、権利侵害の可能性のあるウェブサイトの情報の抽出、取得又は保存等を行うことができる(スポーツ法典L.第333-11条の新設)。

¹⁴ Code du cinéma et de l'image animée.